

第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画

国立市

令和3年2月

目次

	ページ
1. 計画策定の背景	1
2. 第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の位置付け	5
3. 計画の対象範囲	6
4. 計画の期間と目標	7
5. 温室効果ガスの削減に向けた具体的な取り組み	9
6. 実行計画の推進体制	12
7. 点検・評価・公表	13
8. 温室効果ガスの算定方法	13

参考資料

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）	14
国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例（抜粋）	15
国立市地球温暖化対策推進本部要綱	17
国立市地球温暖化対策推進本部開催経過	18
国立市地球温暖化対策推進部会員名簿	19
国立市地球温暖化対策推進部会開催経過	19

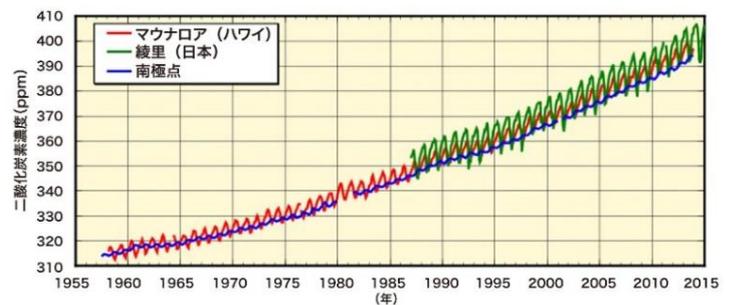
1. 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の原因と予測

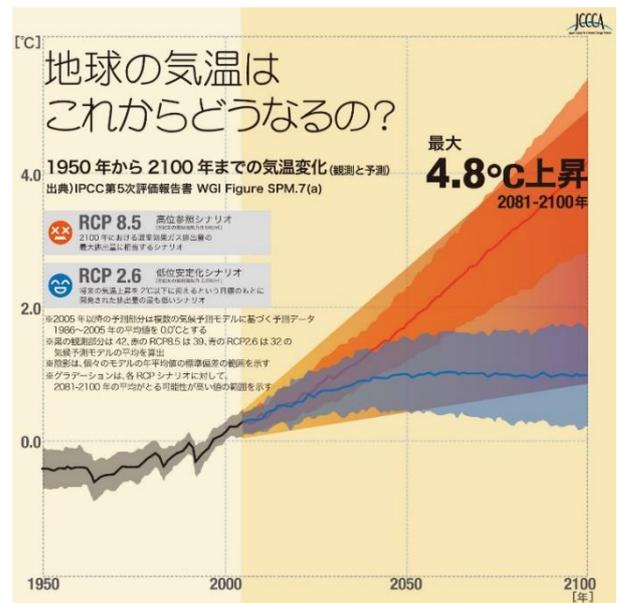
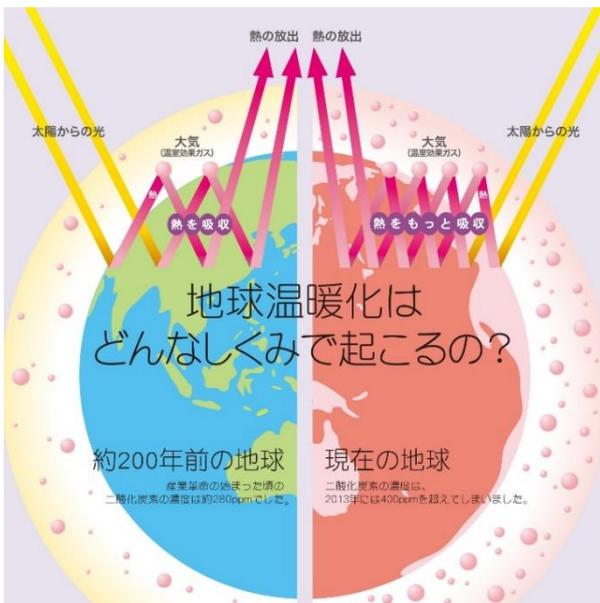
地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスが大気中に増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が上昇し、自然生態系及び人類に悪影響を及ぼすものです。

18世紀後半の産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、大気中のCO₂の量は産業革命前と比べ40%程度増加しています。CO₂の排出量と世界平均気温の上昇はおおむね比例関係にあるとされ、このまま地球温暖化を放置した場合、IPCC（※1）の第5次評価報告書によると、2100年における世界平均気温は産業革命前の水準と比べ3.7～4.8℃上昇するとされています。

大気中の二酸化炭素濃度の経年変化



出典) 気候変動監視レポート2014



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/org/>) より

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム (左) 出典) 国立環境研究所

1950年～2100年までの気温の変化 (右) 出典) IPCC第5次評価報告書

(※1) IPCC とは

国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

1-2 国際社会の動向（COP21 におけるパリ協定）

IPCC第5次評価報告書では温室効果ガスの濃度の安定化に向けて『2℃シナリオ』（気温上昇を産業革命前に比べ2℃未満に抑制すること）を目指すべきとされ、2050年までに世界全体で2010年と比べて40～70%の温室効果ガス排出量を減らし、2100年にはゼロまたはマイナスの排出量にする必要があると報告されています。

平成 27（2015）年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約（※2）第 21 回締約国会議（COP21）において合意したパリ協定では、世界の気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑制する『2℃目標』とともに、1.5℃までに抑える努力を追求する『1.5℃目標（2050年までに温室効果ガス排出量ゼロ）』が示され、21 世紀後半には温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることが明記されました。

日本が国連気候変動枠組条約事務局に提出した『約束草案』では、地球温暖化問題に向けた具体的な削減目標として「2030 年度までに 2013 年度比で 26%の削減」が、国際的な約束事として盛り込まれています。

各国の削減目標			
国名	中期削減目標		長期削減目標
 中国	2030年までにGDPあたり排出量を65%以上削減	2005年比	2060年に実質ゼロ
 EU	2030年までに55%削減	1990年比	2050年に実質ゼロ
 インド	2030年までにGDPあたり排出量を35%削減	2005年比	
 日本	2030年までに26%削減 (2005年比では25.4%削減)	2013年比	菅首相が2050年実質ゼロを宣言
 ロシア	2030年までに30%削減 (森林の吸収量を含めると1990年比で50%減になると主張)	1990年比	
 アメリカ	2025年までに26～28%削減	2005年比	バイデン大統領は2050年までに実質ゼロ以上と目標表明

2050 年カーボンニュートラルに賛同した国



出典) COP25におけるClimate Ambition Alliance及び国連への長期戦略提出状況から
経済産業省作成資料2020年10月16日公表

（※2）国連気候変動枠組条約とは
地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で締約国数は 197 か国・機関。地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくために、同条約に基づき 1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。

1-3 持続可能な開発目標-Sustainable Development Goals (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月に国連本部で開催された国連サミットでは、17 の持続可能な開発目標「SDGs (エスディーゼズ)」(※3) を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(※4) が採択されました。これは、2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴となります。

気候変動や地球温暖化対策だけでなく包括的な目標が策定されており、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



(※3) SDGs とは

Sustainable Development Goalsの略で、格差や貧困、気候変動をはじめ、人々の生産や消費のあり方にま
で言及し、「17ゴール・169ターゲット」という多岐にわたる目標が設定されている

(※4) 2030 アジェンダとは

貧困を撲滅し持続可能な世界を実現するために、「持続可能な開発目標」(SDGs)を掲げ、地球上の誰一人
として取り残さないことを誓っている国際開発目標

1-4 国の取り組み（地球温暖化対策計画）

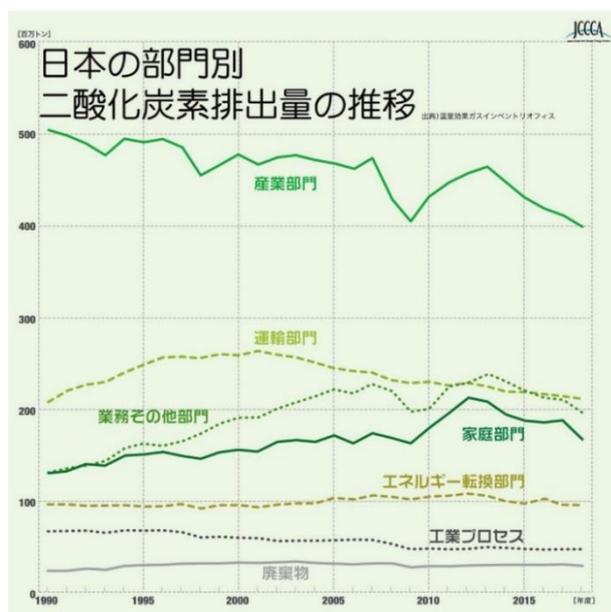
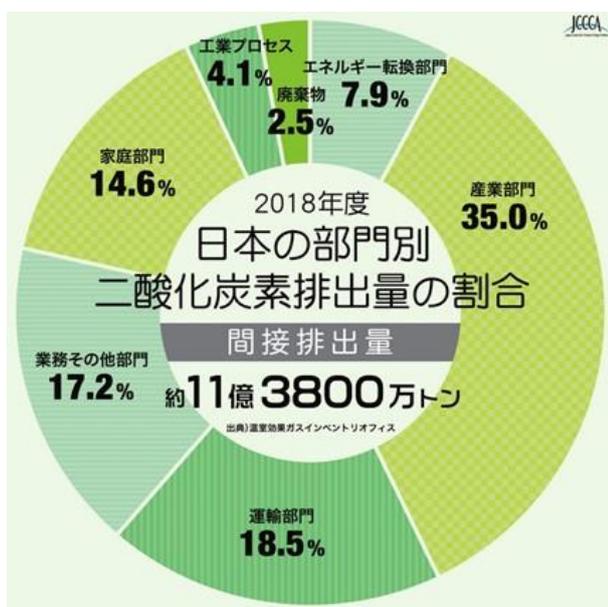
COP21 で日本が提出した『日本の約束草案』を踏まえて、国は平成 28（2016）年 5 月に『地球温暖化対策計画』を閣議決定しました。同計画は『日本の約束草案』で掲げた削減目標（平成 25（2013）年度比で 26.0%の温室効果ガスの削減）を、2030 年度までの中期目標として位置付けています。この中期目標では、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」など部門ごとの削減目標の目安が定められ、国や自治体の事務事業から排出されるエネルギー起源 CO₂ は「業務その他部門」に属し、同部門の削減目標は平成 25（2013）年度比で 39.8%の温室効果ガスの削減を目指すことが目標の目安として示されています。

また、令和 2（2020）年 10 月には、菅首相が所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021 年 11 月に開催が予定されている COP26 に向けて『地球温暖化対策計画』の見直しに着手しました。

エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量目安

	2013年度 実績	2030年度の 排出量目安	2013年度比 削減率
産業部門	429	401	▲ 6.5%
業務その他部門	279	168	▲ 39.8%
家庭部門	201	122	▲ 39.3%
運輸部門	225	163	▲ 27.6%
エネルギー転換部門	101	73	▲ 27.7%
合計	1,235	927	▲ 24.9%

単位：百万 t-CO₂



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/org/>) より

日本の部門別二酸化炭素排出量の割合（左） 出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

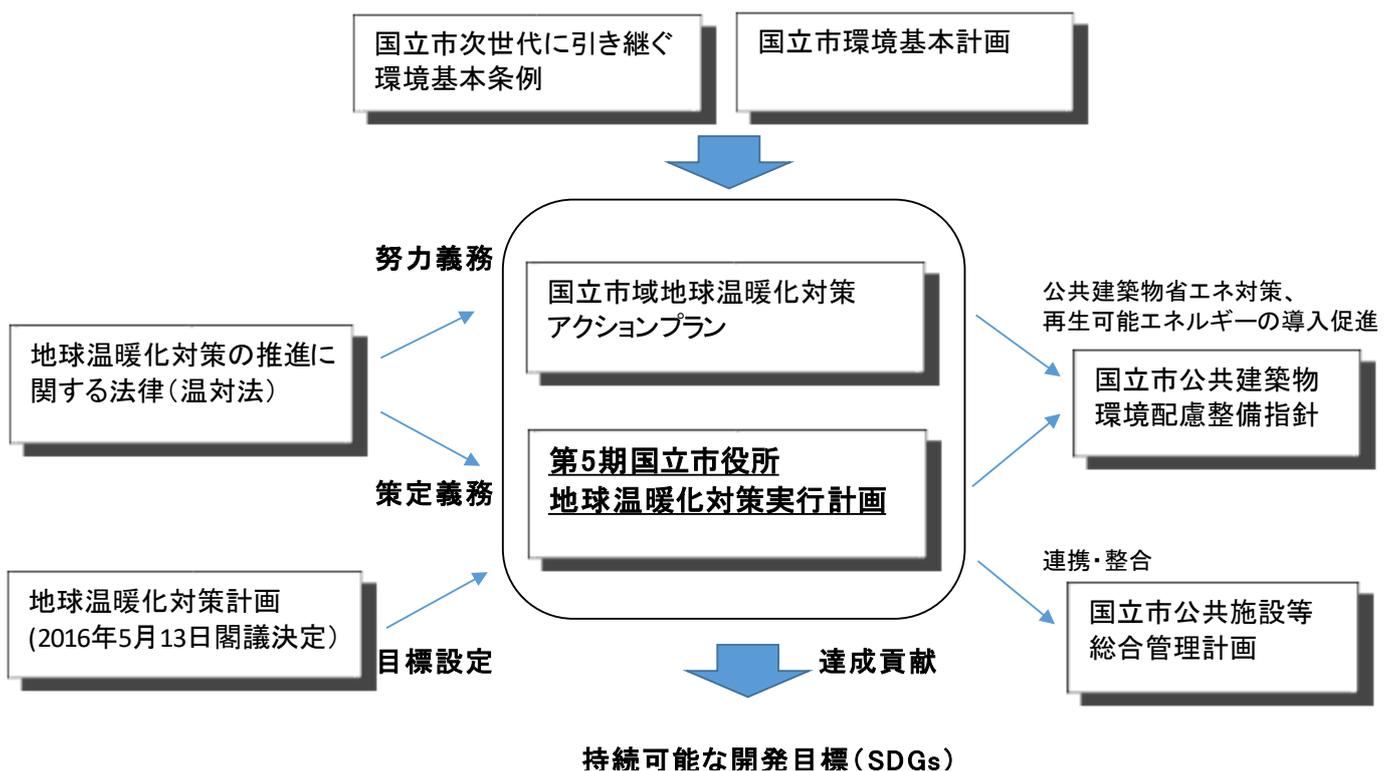
日本の部門別二酸化炭素排出量の推移（右） 出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

2. 第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の位置付け

『第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画（以下『第5期実行計画』という）』は、『地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）』第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」となります。また、COP21で国際合意したパリ協定を踏まえて決定した国の『地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）』に即した目標設定が求められるほか、地球上の「誰一人として取り残されない」社会の実現に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する計画とします。

『国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例』や『国立市環境基本計画』の考え方、理念を反映するとともに、国立市域の地球温暖化対策を定めた『国立市地球温暖化対策アクションプラン（2019年5月策定）』との整合を図っていきます。

また、公共施設の管理等の方向性を示す『国立市公共施設等総合管理計画』との連携を図りつつ、市施設の整備における省エネ化、再エネ導入などの環境配慮の取り組みを推進する『国立市公共建築物環境配慮整備指針』を「本計画」に基づく取り組みの一つとして位置付けます。



持続可能な開発目標 (SDGs)



3. 計画の対象範囲

3-1 対象施設

『第5期実行計画』では国立市役所が行う事務及び事業を対象とし、施設等（指定管理者制度導入施設等も含む）の温室効果ガスの排出量を集計し、目標達成に向けた取り組みを行います。

対象施設は以下の通りです。

第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の対象となる施設

施設名	施設名
市役所本庁舎	マンホールポンプ場
福社会館	旧国立駅舎
福社会館分室	旧国立駅舎保管庫
くにたち北高齢者在宅サービスセンター	城山さとのいえ
国立市障害者センター	給食センター
通所訓練施設あすなろ	公民館
保健センター	くにたち中央図書館
市立保育園	体育館・芸小ホール
児童館	くにたち郷土文化館
学童保育所	国立市古民家
子ども家庭支援センター	市立小中学校
矢川プラス(新設予定)	消防団器具置場
集会所	都市公園等
南区公会堂	資材置場
福祉館、福祉センター	国立駅自転車駐車場
地域防災センター	谷保駅南北自転車駐車場
北市民プラザ	矢川駅自転車駐車場
南市民プラザ	泉自転車保管場所
国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザ	中央線高架下自転車駐車場
環境センター	谷保駅・矢川駅エレベーター
清掃分室	電気自動車用急速充電器
駅前トイレ	公衆街路灯
南部中継ポンプ場	

3-2 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）に加え、自動車の走行に伴い排出されるメタン（CH₄）と一酸化二窒素（N₂O）が対象となり、係数を用いて二酸化炭素に換算します。メタンは天然ガスの主成分で、有機物が嫌気状態で腐敗・発酵する時に発生します。一酸化二窒素は二酸化炭素の100倍以上の温室効果を持つ気体で、物の燃焼や窒素肥料の使用などで発生します。

4. 計画の期間と目標

国が平成28（2016）年5月に決定した『地球温暖化対策計画』では、地方公共団体が属する「業務その他部門」は、「平成25（2013）年度を基準年度として令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を39.8%削減すること」が目標値として示され、この趣旨を踏まえた率直的な取り組みが期待されています。

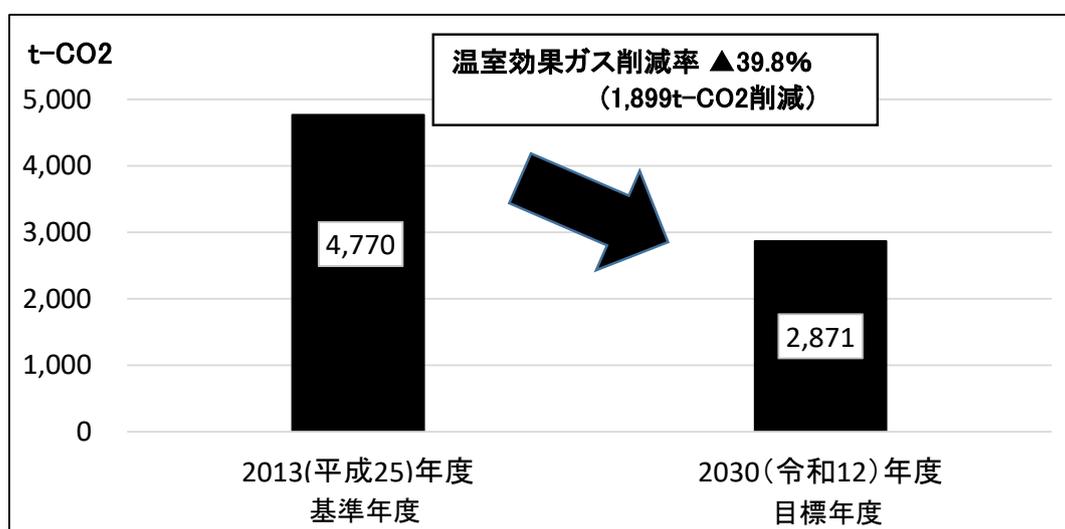
このため、『第5期実行計画』の目標年度は令和12（2030）年度とし、温室効果ガスの削減目標値は、基準年度の平成25（2013）年度比▲39.8%の削減となる年間排出量2,871t-CO₂とします。

また、菅首相は温室効果ガスの排出をゼロとする「脱炭素社会」を2050年までに達成することを宣言し、2021年11月に開催が予定されているCOP26に向けて『地球温暖化対策計画』の見直し作業に着手しました。

国立市役所でも、脱炭素社会の達成に向けて積極的に行動することを約束し、ゼロカーボンシティを目指していくとともに、今後、温室効果ガスの削減に向けた国の新たな目標値が示された場合は、『第5期実行計画』の目標値も見直すこととします。

平成25（2013）年度の排出量 4,770 t-CO₂ を基準

令和12（2030）年度の目標値 2,871t-CO₂（基準年度比▲39.8%減）



なお、この温室効果ガスの削減目標値は、電力主要事業者の自主的枠組みによる電気の排出係数の低減目標が達成された場合の削減見込量を含めて算定しております。

これは、国のエネルギーミックス¹（p13脚注参照）及びCO₂削減目標と整合する、電力主要事業者の自主的枠組及び低炭素社会実行計画において、令和12（2030）年度の電気の排出係数を0.37kg-CO₂/kWh程度に抑える目標に基づいています。

『第5期実行計画』は、令和3（2021）年度を初年度とする10ヵ年計画の長期計画となることから、計画の中間地点となる令和7（2025）年度を、計画の振り返りや見直しを実施する中間目標年度とし、令和12（2030）年度を最終目標年度とします。

これにより、令和7（2025）年度の中間目標値は▲20.0%、令和12（2030）年度の最終目標値は▲39.8%とし、目標値達成に向けて温室効果ガス削減に向けた各種取り組みを実施してまいります。

なお、前述した電力主要事業者の自主的枠組みによる電気の排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込みを除く、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標値は▲31.0%となります。

基準年度：平成25（2013）年度
 計画期間：令和3～12（2021～2030）年度
 中間目標：令和7（2025）年度において▲20.0%の削減
 長期目標：令和12（2030）年度において▲39.8%の削減
 （市の事務事業における削減目標値は▲31.0%の削減）

第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の計画期間と削減目標値

	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)	基準年(2013年度) 比増減率
【基準年度】 平成25(2013)年度	4,770	—	—
【実績値】 令和元(2019)年度	4,447	▲ 323	▲ 6.8%
【中間目標年度】 令和7(2025)年度	3,818	▲ 952	▲ 20.0%
【最終目標年度】 令和12(2030)年度	2,871	▲ 1,899	▲ 39.8%
市の事務事業における 削減目標値	3,293	▲ 1,476	▲ 31.0%

排出係数とは

電気、ガスなどのエネルギー使用量から CO₂ 排出量を求めるための係数で、エネルギーごとに定められています。1kWh 発電するのにどれだけの CO₂ を排出しているかを示す値なので、電気使用量と排出係数を掛けることで、CO₂ の排出量が分かります。特に電気については、火力や再生可能エネルギー・原子力など、発電方法やその割合が電力会社ごとに違うので、毎年数値が変わります。なお、火力発電は化石燃料を多く燃やすので、CO₂ 排出量が多くなります。

5. 温室効果ガスの削減に向けた具体的な取り組み

地球温暖化対策の推進に向けた具体的な取り組みを5つにまとめました。市の施設・設備で省エネ化を進めるとともに、クリーンエネルギーの導入促進、森林保全による温室効果ガスの削減、日常業務における資源の節約等を推進することで、『第5期実行計画』の目標達成を目指し、SDGsの達成に貢献していきます。



5-1 公共建築物・設備等における省エネルギー、創エネルギーの推進

温室効果ガス削減目標量 320 t-CO₂

公共建築物の新築・増改築及び設備機器の更新の機会を活用し、省エネルギー、創エネルギー² (p13脚注参照) を推進することにより、温室効果ガスの削減を目指します。

公共建築物の整備を行う際の環境配慮事項に関する基本的な考え方をまとめた『国立市公共建築物環境配慮整備指針』を定め、環境に優しい公共建築物の整備を推進していくこととします。

また、街路灯や施設内照明灯のLED照明への切り替えなど、エネルギー使用量の少ない機器や設備の導入を図り、その際はESCO事業³ (p13脚注参照) など、様々な導入の方法を併せて検討していきます。

5-2 排出係数が低く、再生可能エネルギーの導入比率の高い電力調達の推進

温室効果ガス削減目標量 630 t-CO₂

公共建築物の電力調達契約は『国立市電力の調達に係る環境配慮方針』に基づき、CO₂排出係数等の環境配慮状況について考慮したうえで、競争入札により電力調達の電気小売事業者を決定しています。市役所本庁舎については、令和2(2020)年の電力調達契約から100%再生可能エネルギーの供給可能な事業者に限って競争入札を実施し、再生可能エネルギー100%化を実現しております。

引き続き、公共建築物の電力調達契約については、国の『環境配慮契約法基本方針』や他自治体の動向等を踏まえつつ、持続可能な環境と経済が両立する社会づくりに向けて『国立市電力の調達に係る環境配慮方針』を踏まえ、排出係数が低く、再生可能エネルギーの導入比率の高い事業者からの電力調達を推進していきます。

5-3 森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進

温室効果ガス削減目標量 200 t-CO₂

平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガスの排出削減や、災害防止を図るための森林整備等を目的に森林環境譲与税が創

設されました。

国立市では、同税創設の目的を鑑み、友好交流都市である北秋田市との自治体間連携により、温室効果ガス削減に向けた森林整備事業を推進し、カーボンオフセット⁴ (p13 脚注参照) の活用により、国立市から排出される温室効果ガスの削減を目指していきます。また、事業を進めていくなかで、環境の観点から地方林業の振興が果たす役割や大切さなどについて PR する機会の創出に努めます。

5-4 庁用車における電動車導入の推進

温室効果ガス削減目標量 10 t-CO₂

国の成長戦略会議で採択された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、自動車については2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）100%を目指すとし、軽自動車や商用車等の転換についても特段の対策を講じていくとしています。また、東京都では、都内でのガソリン車の新規販売について、2030年にゼロを目指すとし知事が表明しました。

国立市役所では、『国立市環境基本計画』のなかで「庁用車における電気自動車及びハイブリッドカーの割合を50%以上にする」ことを具体的に取り組むべき施策として定めており、庁用車の新規購入・買い替え時には、技術革新及び国・東京都の動向等に注視し、環境に優しい電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車など）の導入を推進していきます。

5-5 市職員の日常業務における環境配慮取組の推進

温室効果ガス削減目標量 10 t-CO₂

第4期の実行計画で定着した職員の日常業務での「節電・省エネ対策」を、引き続き推進します。より多くの職員が省エネ活動に取り組めるように、省エネの知識や理解を深める研修会を行います。また、昼休みや終業後の消灯・節電を呼びかけ、職員が進んで取り組める具体的な省エネ方法やその効果を庁内放送により周知します。

また、「節電・省エネ対策」への具体的な取組として、①「電気使用量の削減」、②「燃料の削減」、③「資源の有効利用等」のカテゴリーごとに分け、以下の内容を実施していきます。

① 「電気使用量の削減」

- ・ 始業前や終業後、昼休みは消灯（市民対応窓口を除く）に努めます。また、時間外勤務する場合は、自席及びその付近のみ照明を点灯します。（残業時の不必要な照明を3時間消灯したとして、年間約5,000kwh、2.4 t-CO₂相当を削減）
- ・ 会議室や給湯室、トイレの照明を使用時以外は消灯します。（延べ時間で1時間消灯したとして、年間で約800kwh、0.4 t-CO₂相当を削減）

- 退庁時にコピー機、プリンター機などの電源を切り、夜間・休日の待機電力を節電（年間で約 1,200kwh、0.6 t-CO₂相当を削減）します。
- 夏季はクールビズを実施し、室内温度 28℃を目安に設定します。なお、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえて、こまめな換気とサーキュレーターの利用で、効率的な空調調節を実施します。
- 冬季はウォームビズを実施し、室内温度 20℃を目安に設定します。なお、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえて、こまめな換気とサーキュレーターの利用で、効率的な空調調節を実施します。

② 「燃料の削減」

- 急を要さない近距離の移動はできる限り自転車や徒歩とし、庁用車の利用を控えます。
- エコドライブ（急発進をしない、車間距離にゆとりを持ち加速・減速の少ない運転を心がける、アイドリングストップを行うなど）を推進（1日あたり5分のアイドリングストップ、1日あたり延べ5回分の急停車・急発進をなくすことで年間 1,400ℓのガソリン、3.4 t-CO₂相当を削減）します。
- 退庁時にコピー機、プリンター機などの電源を切り、夜間・休日の待機電力を節電（年間で、約 1,200kwh、0.6 t-CO₂相当を削減）します。
- 遠方で開催される会議への出席にあたっては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえて、オンライン会議の積極的な活用を検討します。
- 給湯室の給湯器は終業時に切り、季節に応じた温度設定をします。
- 通勤には個別の事情に配慮しつつ公共交通機関や自転車の利用を推進します。

③ 「資源の有効利用」

- 通知文書の庁内 LAN の活用や、タブレット端末の使用によるペーパーレス会議の推進などを通じて、全庁的に通知文書の印刷や刊行物の庁内配布を減らし、ペーパーレス化を推進します。
- 紙を使用する場合は両面印刷を行い、印刷ミスや不要となった用紙で裏面が使える場合は、印刷・コピーで再利用するほか、メモ用紙として利用します。
- 5R を意識し、不要な事務用品類は、庁内 LAN 等を活用して、他部署に譲渡して廃棄物を発生しないよう取り組みます。
- 廃棄物や資源ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 脱プラスチックに向けて、マイバック、マイボトルの利用を推進します。
- 使いきれ、食べきれの量しか買わない意識を高め食品ロス削減に取り組みます。
- 備品類、事務用品は環境に配慮した製品を選択（グリーン購入を推進）し、壊れても修理して長期間使用します。
- 施設の新築、修繕などには再生された建築素材、又は再生可能な建築素材を選択するよう配慮します。

6. 実行計画の推進体制

『第4期実行計画』に引き続き、『第5期実行計画』でも各係単位でエコサポーターを1名選任し、下記のような体制で取組を推進します。

6-1 エコサポーターの選任と役割

毎年エコサポーターを各係1名選任します。広く職員の環境意識を啓発するために、エコサポーターは原則として輪番制とします。

エコサポーターは、所属する係で行う温暖化防止対策を推進すると共に、事務局（環境政策課）から発信される情報を積極的に係内に周知します。

6-2 各課からの報告と対策の推進

各課は半期ごとにエネルギー使用量と取組状況の報告を事務局に行います。第4期実行計画に引き続き、半期で報告を行うことにより、エネルギー使用量の増減要因や取組状況の変化を細かく把握でき、対策が立てやすくなります。

6-3 事務局の役割

事務局は、各課からの報告を受け、エネルギー使用量の増減の把握や対策を検討します。著しいエネルギー使用量の増加があった場合、ヒアリングで原因を把握し、対策を各課と検討します。また、エコサポーターに対して、研修の実施や情報提供により、各係での取組をバックアップします。

7. 点検・評価・公表

7-1 点検

事務局は、半期に一度各課からの報告を点検します。

点検には各課での取組状況に加え、エネルギー（電気やガスなど）使用量も含まれます。

7-2 評価

国立市地球温暖化対策推進本部は、事務局がまとめた各課の報告を評価し、必要に応じて各課に対策の推進を要請します。

7-3 公表

市の温暖化対策の取組状況は、年1回、市報やホームページで公表します。

8. 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの算定方法は、原則として温対法施行令及び『地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル』ならびに『温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成29（2017）年3月策定 環境省）』に準拠します。

各排出年度の温室効果ガス排出量を算定する際に使用する係数は、その前年度の実二酸化炭素排出量及び販売電力量に基づいて算出されています。例えば、令和3（2021）年度に報告する令和2（2020）年度のCO₂ 排出量を算定する際に用いる係数は、実際には令和元（2019）年度の排出実績に基づいて算出されたものになります。

1 「エネルギーミックス」とは、電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。経済産業省はエネルギー基本計画を受けて、「長期エネルギー需給見通し」を2015年7月にまとめた。2030年の電源構成は、再エネ22～24%、LNG火力27%、石炭火力26%、石油火力3%、原子力20～22%となっている。

2 「創エネルギー（創エネ）」とは、自治体や企業・一般家庭において「エネルギーを節約する（省エネ）だけに留まらず、自ら積極的にエネルギーを創り出す」という考え方。

3 「ESCO事業」とは、請負事業者が省エネ改修の費用を負担する代わりに、改修で浮いた光熱費から経費と報酬を一定期間受け取る事業方式。施設保有者は、初期費用を工面せずに省エネ設備に切り替えられる。

4 「カーボンオフセット」とは、経済・社会活動を通じて排出された温室効果ガスについて、削減できない分を、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）などで、埋め合わせをすること。

参考資料

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 （略）

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例（抜粋）

前文

国立市は、武蔵野台地から多摩丘陵を臨む所に位置しています。私たちは古来より多摩川、ハケ（崖線）、湧水、雑木林などの自然とともに暮らしを営んできました。先人の努力により田畑の耕作のために用水が引かれ、歴史的文化的遺産である谷保天満宮や南養寺を始めとする寺社などが建立され、世代を超えた伝統の息吹を感じられる地域となっています。また、全国初の障害者福祉施設である滝乃川学園や学園都市形成の根幹ともいべき一橋大学を始めとして、いくつかの大学や高等学校も設置され、文化・福祉・教育・環境を重視する市民意識を醸成する中で、文教地区の指定も受けています。

近年の複雑化、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、ややもすればそれら自然の恵みや歴史文化などの大切さを忘れがちです。積極的に環境保全の活動にかかわる市民も多い半面、地球規模での環境破壊が進んでいます。私たち一人ひとりは、日々の暮らしの在り方そのものから見直し、自ら対策を講じなければ、間に合わないところまで来ていることに気が付かなければなりません。

国立市では、これまで緑の保全・水循環・公害対策・ごみ減量など個別の施策に力を入れ、取り組みを進めてきました。また、市民も大学通りの桜並木を守る活動や市内全域の公園整備活動を始め、様々な環境保全の活動に取り組んできました。

7万余のすべての市民が、これからも心豊かで健やかに暮らしていくためには、これらの環境保全のための取り組みを、横断的かつ総合的に推進していくことが必要です。

私たちには、自らの生存権を守るために良好な環境を保全する義務と責任があります。これらを果たす中で、私たちは環境権を獲得することができます。

これまでの個別の施策を基に、すべての人々との相互協力により環境自治を推し進め、次世代に引き継ぐ良好な環境を形成していくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な自然環境及び生活環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、国立市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

第2章 基本的施策

(基本的施策)

第8条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 地下水、湧水、河川、緑地、農地、崖線、樹木その他の自然環境の体系的な保全、回復及び創出に関すること。
- (2) 大気、水、土壌等の公害の防止及び騒音、臭気その他の生活型公害の対策に関すること。
- (3) 人体に及ぼす影響が新たに指摘されている環境問題に対する適正な情報の収集と提供に関すること。
- (4) 循環型社会の推進に関すること。
- (5) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保及び生態系の維持保全に関すること。
- (6) 水及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、資源の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (8) 地域の環境と調和した良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (9) 公共交通機関の利用促進その他の環境的に持続可能な交通の実現に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

国立市地球温暖化対策推進本部要綱

（設置）

第1条 国立市の行政事務事業における地球温暖化対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、国立市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 国立市役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に関すること。
- （2） 実行計画推進の総合調整に関すること。
- （3） その他国立市地球温暖化対策の推進に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者とする。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指定する順位により、副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（地球温暖化対策推進部会）

第6条 本部に国立市地球温暖化対策推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、本部の実行計画の策定に当たり、本部の指示に基づき原案を作成する。
- 3 部会は、本部会議に付議する事案及び本部会議で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 4 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 5 部会長及び部会員は、本部長が指名する者をもって充て、副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、会議を主宰する。

（推進委員）

第7条 部会に国立市地球温暖化対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、実行計画を推進するとともに本部会議で決定した事項を実施し、その結果を部会へ報告する。

3 委員は、各課の長が指名する者をもって充てる。

（庶務）

第8条 本部の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則（略）

この訓令は、令和2年7月13日から施行する。

別表

本部員	政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 会計管理者 議会事務局長 教育次長 生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長
-----	---

国立市地球温暖化対策推進本部開催経過

回数	日付	内容など
第1回	令和2年 6月30日	第5期実行計画策定について（第4期実行計画の評価、第5期実行計画策定方針、策定スケジュール、推進部会の設置）
第2回	11月24日	第5期国立市地球温暖化対策実行計画(素案)、 国立市公共建築物環境配慮方針(素案)について
第3回	令和3年 2月10日	第5期国立市地球温暖化対策実行計画(案)、 国立市公共建築物環境配慮方針(案)について

国立市地球温暖化対策推進部会員名簿

	職名	氏名
部会長	政策経営部政策経営課長	簗島 紀章
副部会長	生活環境部ごみ減量課長	中村 徹
部会員	政策経営部資産活用担当課長	古川 拓朗
	行政管理部総務課長	津田 智宏
	行政管理部建築営繕課長	近藤 哲郎
	行政管理部職員課長	平 康浩
	健康福祉部福祉総務課長	伊形 研一郎
	子ども家庭部児童青少年課長	川島 慶之
	都市整備部都市計画課長	町田 孝弘
	教育委員会教育総務課長	高橋 昇
	議会事務局議会事務局次長	波多野 敏一

国立市地球温暖化対策推進部会開催経過

回数	日付	内容など
第1回	令和2年 7月20日	推進部会の体制、第4期実行計画の評価を踏まえた第5期計画の方針、今後のスケジュールの確認
第2回	8月19日	国・多摩26市の動向、職員アンケート、公共建築物環境配慮方針、市職員の取り組み、CO2削減ロードマップ
第3回	9月24日	第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画(素案)、国立市公共建築物環境配慮方針(素案)の検討
第4回	10月16日	第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画(素案)、国立市公共建築物環境配慮方針(素案)の最終検討・確定

第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画

令和3年2月

国立市 生活環境部 環境政策課